

令和4年8月10日

鹿児島労働局長

中所 照仁 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 山本 晃正

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け鹿労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の鹿児島県最低賃金（時間額793円）は令和2年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、コロナ禍や原材料費等の高騰による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県においては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、事業としての「稼ぐ力」をつけられるよう、鹿児島県所管の各種支援対策を拡充すること。
- 2 鹿児島で利用が必ずしも積極的とは言えない「業務改善助成金」については、利便性を一層向上させ、事業者への周知徹底を図ること。
- 3 政府は、大型の経済対策の実施に早急に取り組むなど、経済の好循環を生み出す施策を積極的に進めること。
- 4 人手不足が深刻化している地方において、最低賃金の引き上げによりパート労

働者の就業調整が加速しないよう、政府は、最低賃金の引き上げと併せて税制及び社会保障制度等の一体的な見直しに取り組むこと。

5 最低賃金の引上げを踏まえ、公的価格の引上げや適正な価格転嫁が行えるよう環境整備を進めること。

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 3 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護費（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,216 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額^(註)と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

793 円(鹿児島県最低賃金) × 173.8(1 箇月平均法定労働時間数)

× 0.817(可処分所得の総所得に対する比率) = 112,602 円